

証券コード 7247
平成27年 6 月 5 日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田六丁目13番11号

株式会社 **ミクニ**

代表取締役社長 生 田 久 貴

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年 6 月25日（木曜日）午後 5 時35分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成27年 6 月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区外神田六丁目13番11号
ミクニビル 2階 ミクニホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第93期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第93期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号議案 | | 取締役 8 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | | 監査役 3 名選任の件 |
| 第 5 号議案 | | 取締役および執行役員に対する株式報酬等の額
および内容の決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が  
生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.mikuni.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）における、わが国内経済は、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動を受け、当連結会計年度に入り急速に落ち込みましたが、年度後半には緩やかな回復基調が続き、個人消費も緩やかな持ち直しが見られました。設備投資は、企業収益の改善を背景に回復基調で推移しました。海外経済は、新興国において一部地域に減速感が見られる一方、欧州では景気回復に持ち直しの動きが続き、米国経済に回復が見られました。

このような経営環境における当連結会計年度の当グループの経営成績につきましては、売上高は985億1千8百万円（前期比 2.1% 増）となりました。損益につきましては、営業利益は、49億1千3百万円（前期比 13.7% 増）、経常利益は、43億2千6百万円（前期比 3.6% 増）、当期純利益につきましては、29億9千4百万円（前期比 9.4% 増）となりました。

#### (事業別の連結売上高、営業利益の状況について)

##### 【自動車関連品事業】

四輪車・二輪車・汎用エンジン用燃料供給装置類やエンジン関連機能品類の製造販売を中心とする当事業の売上高は、前期に比べてタイにおいて総需要の回復の遅れにより低迷しましたが、欧州及び中国向けが増加したことに加え、国内では上期において消費増税前駆け込み受注残の対応があり、四輪車用製品全体では増加しました。二輪車・特機用製品につきましては、北米では大型二輪車用・船外機用製品の需要が堅調に推移し増加しましたが、小型二輪車用製品は、インドにおける需要は堅調に伸長する一方、中国、ブラジルにおいて需要が低迷、アセアン地域では増加に転じている国もあるものの停滞が続いており、二輪車・特機用製品全体では減少

しました。汎用エンジン用製品につきましては減少しました。

その結果、当事業の売上高は、633億9千7百万円（前期比 1.0% 増）となり、営業損益につきましては、40億7千1百万円（前期比 12.0% 増）の営業利益となりました。

#### 【生活機器関連品事業】

ガス機器用制御機器類や水制御機器類などの製品の製造販売を中心とする当事業の売上高は、前期に比べて国内では消費増税の影響を受け減少しました。中国では不動産市況の冷え込みはありますが、環境対応製品である高効率給湯器向け高付加価値製品の需要が増えたことに加え、取引先給湯器メーカーのシェアが伸長したことにより増加しました。

その結果、当事業の売上高は、76億2千5百万円（前期比 2.6% 増）となり、営業損益につきましては、主に国内の売上減少の影響により、1億8千5百万円（前期比 12.9% 減）の営業利益となりました。

#### 【航空機部品輸入販売事業】

航空機部品類の売上高は、前期に比べて民間の航空機需要が堅調に推移したことに加え、販売契約が主に米ドル建であることから、円安基調の影響がありました。

その結果、当事業の売上高は、208億9千6百万円（前期比 6.1% 増）となり、営業損益につきましては、7億6千1百万円（前期比 17.6% 増）の営業利益となりました。

#### 【その他事業】

芝管理機械等の輸入販売、加湿器、介護機器、車輛用暖房器等の製造販売を中心とする当事業の売上高は、前期に比べて増加しました。芝管理機械等につきましては、前年並みでありました。加湿器につきましては、減少しましたが、介護機器につきましては、新たに連結範囲に含めた子会社の売上高もあり増加しました。車輛用暖房器につきましては、補用部品の需要も一巡し減少しました。

その結果、当事業の売上高は、65億9千9百万円（前期比 0.3% 増）となり、営業損益につきましては、1億4百万円の営業損失（前期は1億7千1百万円の営業損失）となりました。

以上をまとめた事業別の連結売上高、営業利益は次の通りであります。

(単位：百万円)

|                    | 第92期<br>(平成25/4～平成26/3) |       | 第93期<br>(平成26/4～平成27/3) |       | 売上高の増減 |      | 営業利益の増減 |        |
|--------------------|-------------------------|-------|-------------------------|-------|--------|------|---------|--------|
|                    | 売上高                     | 営業利益  | 売上高                     | 営業利益  | 金額     | 比率   | 金額      | 比率     |
| 自動車関連品<br>事 業      | 62,750                  | 3,634 | 63,397                  | 4,071 | 647    | 1.0% | 437     | 12.0%  |
| 生活機器関連品<br>事 業     | 7,433                   | 213   | 7,625                   | 185   | 191    | 2.6% | △27     | △12.9% |
| 航空機部品輸入<br>販 売 事 業 | 19,696                  | 647   | 20,896                  | 761   | 1,199  | 6.1% | 113     | 17.6%  |
| そ の 他<br>事 業       | 6,576                   | △171  | 6,599                   | △104  | 22     | 0.3% | 66      | —      |
| 合 計                | 96,456                  | 4,323 | 98,518                  | 4,913 | 2,061  | 2.1% | 590     | 13.7%  |

(注) 1. 表中の数値は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度あるいは前連結会計年度の一方若しくは両方がマイナスの場合の増減率は「—」としております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当グループが実施した設備投資の総額は、47億5千8百万円であります。

その内容は、グループ会社における工場増設などの他、新機種の生産設備、生産の合理化・増産対応、新製品の開発・基礎研究等であります。

## (3) 資金調達の状況

上記(2)の設備投資に要する資金につきましては、自己資金及び借入金で充ちいたしました。

なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と総額62億円のコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

また、当連結会計年度において資金調達のための増資や社債発行はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分        | 第90期<br>(平成23/4～平成24/3) | 第91期<br>(平成24/4～平成25/3) | 第92期<br>(平成25/4～平成26/3) | 第93期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26/4～平成27/3) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 売上高       | 百万円<br>82,704           | 百万円<br>81,942           | 百万円<br>96,456           | 百万円<br>98,518                        |
| 営業利益      | 百万円<br>2,689            | 百万円<br>2,262            | 百万円<br>4,323            | 百万円<br>4,913                         |
| 経常利益      | 百万円<br>2,051            | 百万円<br>2,131            | 百万円<br>4,176            | 百万円<br>4,326                         |
| 当期純利益     | 百万円<br>1,602            | 百万円<br>1,408            | 百万円<br>2,736            | 百万円<br>2,994                         |
| 1株当たり純利益  | 円<br>47.27              | 円<br>41.56              | 円<br>80.77              | 円<br>88.40                           |
| 総資産       | 百万円<br>79,087           | 百万円<br>79,436           | 百万円<br>84,218           | 百万円<br>89,606                        |
| 純資産       | 百万円<br>15,887           | 百万円<br>18,244           | 百万円<br>22,893           | 百万円<br>30,033                        |
| 1株当たり純資産額 | 円<br>411.78             | 円<br>507.51             | 円<br>639.50             | 円<br>838.56                          |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 第91期より、従来「営業外収益」に区分掲記していた科目につきまして、表示方法の変更を行っておりますので、上記に示す第90期の営業利益につきましても遡及処理を行っております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                 | 資 本 金             | 出資比率    | 主 要 な 事 業 内 容                                  |
|---------------------------------------|-------------------|---------|------------------------------------------------|
| ミクニ パーテック<br>株 式 会 社                  | 百万円<br>480        | 100.0 % | 内燃機関・車輛用等の機械器具、<br>精密機械器具及びそれら部品の金<br>型設計、製造販売 |
| ミクニ アメリカン<br>コーポレーション                 | 千米ドル<br>3,500     | 99.0    | 航空機部品の輸出及びその他機器<br>の輸入販売                       |
| ミクニ (タイランド)<br>カンパニー リミテッド            | 百万バーツ<br>420      | 82.1    | 四輪車用・二輪車用機器及び部品<br>並びに関連製品の製造販売                |
| ビーティー ミクニ<br>インドネシア                   | 千米ドル<br>15,000    | 96.4    | 四輪車用・二輪車用機器及び部品<br>並びに関連製品の製造販売                |
| 上 海 三 国 精 密<br>機 械 有 限 公 司            | 千米ドル<br>17,914    | 90.2    | 四輪車用・二輪車用機器及び部品<br>並びに関連製品の製造販売、ヒー<br>タの製造販売   |
| 成 都 三 国 機 械<br>電 子 有 限 公 司            | 千米ドル<br>17,290    | 100.0   | 四輪車用・二輪車用機器及び部品<br>並びに関連製品の製造販売                |
| 浙 江 三 国 精 密<br>機 電 有 限 公 司            | 百万円<br>1,417      | 100.0   | ガス用立ち消え安全装置及びガス<br>器具用電池電磁弁の製造販売               |
| ミクニ インディア<br>プ ラ イ ベ ー ト<br>リ ミ テ ッ ド | 千ルピー<br>1,300,000 | 100.0   | 四輪車用・二輪車用機器及び部品<br>並びに関連製品の製造販売                |

(注) ビーティー ミクニ インドネシア及びミクニ インディア プライベートリミテッドの出資比率は、間接所有も含めております。

## (10) 対処すべき課題

当グループを取り巻く経営環境は、国内では消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動を受け、年度初めには景気の大きな落ち込みとなったものの、日銀の断続的な量的金融緩和、円安による輸出環境の好転、株価の上昇等から持ち直しを見せ、回復基調で推移しています。

海外経済におきましては、米国経済が成長を加速させたこと、欧州でもギリシャの債務問題、ウクライナ等の不安定要因はあるものの、原油価格の低下、欧州中央銀行の量的緩和を背景に緩やかな回復を見せている一方、アジアでは中国における景気減速に加え、アセアン各国におきましても足踏み状態が続いております。

このような経営環境において当グループは、伸長する市場でのブランド・存在価値を高め、「ものづくり」を基軸とした持続可能な高収益企業を目指してまいります。

そのためには戦略投資を引き続き積極的に行うとともに、その根底となるフリーキャッシュ・フローの最大化へ諸施策を講じ、財務体質を更に強化することが重要であると認識しております。これらの課題を踏まえ、次に示すことを柱とし、グループ全ての機能において取り組んでまいります。

① 開発戦略に基づく価値創造

事業環境が量・質の両面で急速に変化している中、世界中のお客様や市場ニーズに対して競争力のある製品開発をコア技術・技術プラットフォーム戦略に基づき推進させ、性能・コスト等、製品の価値を向上・創造してまいります。

② 品質と安全、コストへの取り組み

これまで以上に現場力を強化し、品質と安全、コストには不変の課題として、「ものづくり」に対するグローバルマネジメント思想の統一、短い時間で成し遂げる力、リスクへの備え、開発購買の強化などにこだわりをもって取り組んでまいります。

③ 地域四極体制の強化

グローバルマネジメント思想に則り、日本、中華圏、インドを含めたアセアン、欧米の四極固有の市場ニーズや文化を尊重した四極体制に基づき、各地域に最適な成長戦略を策定し、グループネットワークの強化に取り組んでまいります。

④ 独立系の強みを活かした協業・連携の推進

企業価値を高めるため、経営資源の相互活用など、オープン・イノベーションの発想を基に協業や連携を引き続き推進するとともに、提携事業のさらなる成長に取り組んでまいります。

⑤ 新たな事業の創出への継続的取り組み

技術に裏づけされた「ものづくり」あるいは「サービス」を基本とする新たなビジネスモデルの創出には継続的に取り組んでまいります。

さらに、当グループは、これらの中長期的視点での取り組みを基に事業を展開してまいります。次に示すことについてもグループ一丸となって取り組んでまいります。

- ・戦略的思考の醸成と実施
- ・経済情勢のみならず、技術トレンドのグローバル視点からの把握等、企業を取り巻く様々な環境の変化を的確に捉え、リスクマネジメントや耐力強化のための諸施策の実施
- ・事業のさらなるグローバル化に対処するための組織力強化や諸施策の実施
- ・企業の社会的責任である環境への配慮と地域貢献
- ・上記の点などについて総合的に企画・対応できる優れた人財の登用と育成

## (11) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

| 事業区分        | 主要な製品・事業内容                                                                                                                                                                          |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車関連品事業    | スロットルボデー、ディスチャージポンプ、センサ類、二輪車用気化器、汎用気化器、気化器部品類、ダイカスト製品類、樹脂インテークマニホールド、セカンドエアバルブ、可変バルブ、タイミングシステム、オイルポンプ、バキュームポンプ、ウォーターポンプ、樹脂燃料ポンプ、燃料ポンプ、電動オイルポンプ、電動バキュームポンプ、アクティブペダル、電制排気バルブ、冷却水制御バルブ |
| 生活機器関連品事業   | ガス用立ち消え安全装置、電磁弁、ガス用電動開閉弁、ガス用流量制御弁                                                                                                                                                   |
| 航空機部品輸入販売事業 | 航空宇宙用機器・部品・附属品、航空機部品                                                                                                                                                                |
| その他の事業      | バス用ヒータ、建設機械用ヒータ、小型温気ヒータ、加湿器、芝刈機、芝管理機械、ゴルフカート、ゴルフ場整備機械、介護・福祉機器、空気洗浄機、携帯用加湿器、障がい者用運転補助装置他関連製品、介護車用車椅子リフト他関連製品、教習車用補助ブレーキ他関連製品、不動産管理等                                                  |

## (12) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

## ① 当社の主要な事業所及び工場

| 名       | 称 | 所 在 地                  |
|---------|---|------------------------|
| 本社      |   | 東京都千代田区                |
| 事業所及び工場 |   | 神奈川県小田原市、静岡県菊川市、岩手県滝沢市 |

## ② 主要な子会社

| 名                      | 称 | 所 在 地        |
|------------------------|---|--------------|
| ミクニ パーテック株式会社          |   | 静岡県牧之原市      |
| ミクニ アメリカン コーポレーション     |   | 米国 カリフォルニア州  |
| ミクニ（タイランド）カンパニー リミテッド  |   | タイ国 アユタヤ     |
| ビーティー ミクニ インドネシア       |   | インドネシア国 プカシ  |
| 上海三国精密機械有限公司           |   | 中華人民共和国 上海市  |
| 成都三国機械電子有限公司           |   | 中華人民共和国 四川省  |
| 浙江三国精密機電有限公司           |   | 中華人民共和国 浙江省  |
| ミクニ インディア プライベート リミテッド |   | インド国 ラジャスタン州 |

(13) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 5,745（1,726）名 | 6名減（5名減）    |

（注）使用人数は就業人員（当グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数     | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|------------|---------|-------------|
| 1,607（381）名 | 19名減（21名増） | 42.3歳   | 19.1年       |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 額    |
|---------------------------|----------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 5,529百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 4,439    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 3,761    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行           | 3,750    |
| 株 式 会 社 岩 手 銀 行           | 2,999    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 2,535    |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行   | 1,067    |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,049,423株（自己株式181,048株を含む。）
- (3) 株主数 4,051名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------|---------|---------|
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社                    | 1,906千株 | 5.62%   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行                     | 1,678   | 4.95    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行                       | 1,678   | 4.95    |
| 風 の 会 持 株 会                           | 1,399   | 4.13    |
| ミ ク ニ 総 業 株 式 会 社                     | 1,216   | 3.59    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ） | 1,192   | 3.51    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行             | 1,138   | 3.36    |
| 生 田 允 紀                               | 1,010   | 2.98    |
| ス ズ キ 株 式 会 社                         | 1,007   | 2.97    |
| 東京海上日動火災保険株式会社                        | 964     | 2.84    |

（注）1. 持株比率は、自己株式（181,048株）を控除して計算しております。

2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                       |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 生 田 允 紀 | CEO（最高経営責任者）                                                                                  |
| 代表取締役社長   | 生 田 久 貴 | COO（最高執行責任者）                                                                                  |
| 常 務 取 締 役 | 佐 倉 準之助 | 常務執行役員 CMO（最高マーケティング責任者）、アセアン・インド地域戦略担当、事業戦略担当、コンプライアンス委員会委員長、マーケティング本部長                      |
| 常 務 取 締 役 | 浅 井 俊 郎 | 常務執行役員 CPO（最高生産責任者）、品質統括、中華圏地域戦略担当、ものづくり戦略担当、生活機器事業部担当、リスク管理委員会委員長、生産本部長<br>三国（上海）企業管理有限公司董事長 |
| 取 締 役     | 林 田 正 弘 | 常務執行役員 CTO（最高技術責任者）、欧米地域戦略担当、技術戦略担当、開発品質担当、購買戦略担当、開発・購買本部長                                    |
| 取 締 役     | 金 田 光 司 | 執行役員 CFO（最高財務責任者）、人事戦略担当、財務戦略担当、事業管理担当、新事業担当補佐、経営企画・管理本部長                                     |
| 取 締 役     | 高 島 正 之 | 横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長<br>三菱製鋼株式会社 社外取締役                                                           |
| 取 締 役     | 中 川 勝 弘 |                                                                                               |
| 常 勤 監 査 役 | 阿 部 生   |                                                                                               |
| 常 勤 監 査 役 | 津 村 和 孝 | 株式会社神奈川銀行 社外監査役                                                                               |
| 監 査 役     | 浜 辺 義 男 | 大阪機工株式会社 代表取締役専務執行役員                                                                          |
| 監 査 役     | 宮 島 司   | ヒューリック株式会社 社外取締役、大日本印刷株式会社 社外取締役                                                              |

- (注) 1. 取締役高島正之氏及び中川勝弘氏は、社外取締役であります。  
当社は、取締役高島正之氏及び中川勝弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役津村和孝氏及び監査役浜辺義男氏並びに宮島 司氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役阿部 生氏は、当社の経理部門において、原価計算、決算業務等の経理業務の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

### ① 就任

平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会において、宮島 司氏が監査役に選任され、就任いたしました。

### ② 退任

平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、監査役山田秀雄氏は辞任いたしました。

## (3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 | 分 | 員 | 数  | 報酬等の総額 |
|---|---|---|----|--------|
| 取 | 締 | 役 | 8名 | 326百万円 |
| 監 | 査 | 役 | 5  | 40     |
| 合 | 計 |   | 13 | 366    |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬額は、平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名の在任中の報酬が含まれております。
3. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。なお、上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれているためであります。
4. 上記報酬額のうち、社外取締役及び社外監査役に対する報酬等の総額は、6名で29百万円であります。
5. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第84回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第84回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役高島正之氏は、横浜港埠頭株式会社の代表取締役社長であります。当社は、横浜港埠頭株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役浜辺義男氏は、大阪機工株式会社の代表取締役専務執行役員であります。

当社は、大阪機工株式会社との間には特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役高島正之氏は、三菱製鋼株式会社の社外取締役であります。

当社は、三菱製鋼株式会社との間には特別な関係はありません。

常勤監査役津村和孝氏は、株式会社神奈川銀行の社外監査役であります。

当社は、株式会社神奈川銀行との間には特別な関係はありません。

監査役宮島 司氏は、ヒューリック株式会社、大日本印刷株式会社の社外取締役であります。

当社は、ヒューリック株式会社、大日本印刷株式会社との間には特別な関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取締役会（16回開催） |        | 監査役会（12回開催） |        |
|-----------|-------------|--------|-------------|--------|
|           | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役高島正之   | 16回         | 100.0% | —           | —      |
| 取締役中川勝弘   | 15          | 93.7   | —           | —      |
| 常勤監査役津村和孝 | 16          | 100.0  | 12回         | 100.0% |
| 監査役浜辺義男   | 12          | 75.0   | 9           | 75.0   |
| 監査役宮島司    | 12          | 92.3   | 9           | 90.0   |

（注）監査役宮島 司氏は、平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は10回であります。

## ロ．取締役会等における発言状況

取締役高島正之氏及び中川勝弘氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。常勤監査役津村和孝氏は、過去に金融機関の取締役の経験があり、監査役浜辺義男氏は、過去に金融機関の執行役員の経験があります。監査役宮島 司氏は、弁護士の資格を持ち、法的な専門知識を有する他、他社において社外取締役の実績を有しております。このような経験・知見をもとに各取締役及び各監査役は、それぞれ取締役会において疑問点を明らかにするため適宜質問し意見を述べるとともに、意思決定の妥当性・適正性・適法性を確保するための発言を行っております。また、各監査役は、監査役会においても監査に関する重要事項の協議や監査結果について意見交換等を行っております。さらに各取締役及び各監査役は代表取締役等との間で定期的な意見交換等も行っております。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第28条において同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社と社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。

取締役高島正之氏及び中川勝弘氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第34条において同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社と社外監査役との間で、責任限定契約を締結しております。

常勤監査役津村和孝氏及び監査役浜辺義男氏並びに宮島 司氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人日本橋事務所

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ミクニ アメリカン コーポレーション、ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド、ビーティー ミクニ インドネシア、上海三国精密機械有限公司、成都三国機械電子有限公司、浙江三国精密機械電有限公司、ミクニ インディア プライベート リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下の通りであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、社会的に公正且つ適法な事業活動を実践し、その経営にあたる。
- ② 取締役は、この実践のため、「経営方針」「行動指針」及び取締役会で承認した「コンプライアンス行動規範」に従い、当社のみならず当グループ全体における法令及び企業倫理を自ら率先して遵守する。
- ③ 取締役会における重要な経営の意思決定に際しては、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと意思決定を行うものとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会・執行役員会等、重要な意思決定に係る議事、決裁及びその他重要な書類等については法令の定めに則る他、文書管理規程等の社内規程に基づき、情報の適正な保存及び管理を行うものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、企業を取り巻くリスクに対処すべく、リスク管理体制の実践的な構築を行うものとする。
- ② 取締役・執行役員で構成される「リスク管理委員会」は、各種規程類やマニュアル等の整備を行い、取締役会の承認のもと、リスク管理体制を推進する。各本部・事業部・カンパニーの個別のリスクに対しては、各種規程類やマニュアル等に従い各本部・事業部・カンパニーが管理を行うものとする。
- ③ 上記の他、海外危機、巨大地震、情報セキュリティに係るリスクに対しては個別の小委員会を設置し、各小委員会で詳細な管理を行うものとする。なお、会社に重大な影響を与える危機の発生に際しては危機管理規程に基づき行動する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、原則月1回以上開催するものとし、経営上の意思決定・監督機能を基本的役割として、経営環境の変化に対し、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと迅速且つ的確に対応すべく意思決定を行うものとする。
- ② 執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲により、迅速な業務執行を行うものとする。
- ③ 執行役員会は、定期的に、予算制度に従って各本部・事業部・カンパニー毎の業務の執行状況の確認を行うものとする。

**(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営方針」「行動指針」「コンプライアンス行動規範」及び取締役・執行役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて整備した各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を、研修会等を通して、継続的に行うものとする。
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合されているか及び上記の施策が適切に運営されているかを内部監査を通して監視を行うものとする。
- ③ 法令遵守に関する疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとして、社外の弁護士に通報できる内部通報システム（ミクニヘルプライン）を設置・運営し、不祥事を未然に防止するように努める。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

**(6) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するためのグループ会社管理規程に基づき、定期的に、グループ各社の業務の効率性の確認を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理についてグループ全体で取組み、業務の適正を確保する。
- ② 取締役・執行役員は、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
- ③ その他、グループ会社の業務の適正を確保するために、「経営トップ診断」「グローバル経営会議」「内部監査」を実施し、今後も充実をさせていくものとする。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ① 監査役の監査業務を補助する使用人として、秘書室内に事務局として担当者を置く。
- ② 事務局の担当者は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。
- ③ 監査役が必要とするときは、内部監査部門並びに関係部署に補助・連携を求めることができるものとする。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の監査業務を補助する事務局の担当者の任命及び人事異動等については監査役会の同意に基づくものとする。

**(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対し、法定事項を報告するのみならず、代表取締役と監査役会が適宜協議し合意した報告事項についても、継続的に報告するものとする。
- ② 内部監査部門の監査結果については、監査役に報告をする。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役及び社外取締役との情報・意見交換の場として、「意見交換会」を定期的に開催し、監査機能の向上を図るものとする。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
|---------------|--------|-----------------|--------|
| (資 産 の 部)     |        | (負 債 の 部)       |        |
| 流 動 資 産       | 41,828 | 流 動 負 債         | 38,652 |
| 現 金 及 び 預 金   | 5,646  | 支払手形及び買掛金       | 13,172 |
| 受取手形及び売掛金     | 19,967 | 短 期 借 入 金       | 14,239 |
| 電 子 記 録 債 権   | 216    | 1年内返済予定長期借入金    | 3,961  |
| 商 品 及 び 製 品   | 8,802  | リ ー ス 債 務       | 501    |
| 仕 掛 品         | 2,603  | 未払金及び未払費用       | 3,940  |
| 原材料及び貯蔵品      | 1,628  | 未 払 法 人 税 等     | 297    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 1,161  | 賞 与 引 当 金       | 1,533  |
| そ の 他         | 1,880  | 製 品 保 証 引 当 金   | 236    |
| 貸 倒 引 当 金     | △78    | そ の 他           | 769    |
| 固 定 資 産       | 47,778 | 固 定 負 債         | 20,920 |
| 有 形 固 定 資 産   | 37,198 | 長 期 借 入 金       | 10,555 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 10,997 | リ ー ス 債 務       | 690    |
| 機械装置及び運搬具     | 9,479  | 繰 延 税 金 負 債     | 1,008  |
| 工具器具及び備品      | 1,846  | 再評価に係る繰延税金負債    | 2,377  |
| 土 地           | 12,311 | 退職給付に係る負債       | 5,774  |
| リ ー ス 資 産     | 1,128  | 資 産 除 去 債 務     | 5      |
| 建 設 仮 勘 定     | 1,435  | そ の 他           | 507    |
| 無 形 固 定 資 産   | 915    | 負 債 合 計         | 59,572 |
| そ の 他         | 915    | (純 資 産 の 部)     |        |
| 投資その他の資産      | 9,663  | 株 主 資 本         | 17,303 |
| 投 資 有 価 証 券   | 6,460  | 資 本 金           | 2,215  |
| 繰 延 税 金 資 産   | 1,031  | 資 本 剰 余 金       | 1,700  |
| そ の 他         | 2,323  | 利 益 剰 余 金       | 13,442 |
| 貸 倒 引 当 金     | △151   | 自 己 株 式         | △54    |
| 資 産 合 計       | 89,606 | その他の包括利益累計額     | 11,097 |
|               |        | その他有価証券評価差額金    | 2,565  |
|               |        | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益   | 9      |
|               |        | 土地再評価差額金        | 5,154  |
|               |        | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 3,825  |
|               |        | 退職給付に係る調整累計額    | △456   |
|               |        | 少 数 株 主 持 分     | 1,633  |
|               |        | 純 資 産 合 計       | 30,033 |
|               |        | 負債及び純資産合計       | 89,606 |

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額    |
|--------------------|--------|
| 売上高                | 98,518 |
| 売上原価               | 83,443 |
| 売上総利益              | 15,074 |
| 販売費及び一般管理費         | 10,161 |
| 営業利益               | 4,913  |
| 営業外収益              | 471    |
| 受取利息・配当金           | 140    |
| 賃貸貸収               | 92     |
| 持分法による投資利益         | 43     |
| その他                | 195    |
| 営業外費用              | 1,058  |
| 支払払利息              | 485    |
| 退職給付会計基準変更時差異費用処理額 | 195    |
| 為替差損               | 154    |
| その他                | 222    |
| 経常利益               | 4,326  |
| 特別利益               | 451    |
| 固定資産売却益            | 28     |
| 投資有価証券売却益          | 418    |
| その他                | 4      |
| 特別損失               | 193    |
| 固定資産売却等損失          | 155    |
| 減損損失               | 27     |
| その他                | 11     |
| 税金等調整前当期純利益        | 4,584  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 1,242  |
| 法人税等調整額            | 204    |
| 少数株主損益調整前当期純利益     | 3,137  |
| 少数株主利益             | 143    |
| 当期純利益              | 2,994  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年4月1日<br>期 首 残 高          | 2,215   | 1,700     | 10,826    | △50     | 14,690      |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |         |           | △39       |         | △39         |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高         | 2,215   | 1,700     | 10,787    | △50     | 14,651      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △338      |         | △338        |
| 当 期 純 利 益                     |         |           | 2,994     |         | 2,994       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △3      | △3          |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 2,655     | △3      | 2,651       |
| 平成27年3月31日<br>期 末 残 高         | 2,215   | 1,700     | 13,442    | △54     | 17,303      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                |              |                      |                         | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|--------------|----------------|--------------|----------------------|-------------------------|-------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 土地再評価<br>差 額 金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る調<br>整累計額 | その他の包<br>括利益累計<br>額 合 計 |             |           |
| 平成26年4月1日<br>期 首 残 高          | 1,569                 | 2            | 4,910          | 1,250        | △760                 | 6,973                   | 1,228       | 22,893    |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |                       |              |                |              |                      |                         |             | △39       |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高         | 1,569                 | 2            | 4,910          | 1,250        | △760                 | 6,973                   | 1,228       | 22,854    |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |              |                |              |                      |                         |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |              |                |              |                      |                         |             | △338      |
| 当 期 純 利 益                     |                       |              |                |              |                      |                         |             | 2,994     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |              |                |              |                      |                         |             | △3        |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額（純額） | 995                   | 6            | 243            | 2,574        | 303                  | 4,123                   | 404         | 4,527     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 995                   | 6            | 243            | 2,574        | 303                  | 4,123                   | 404         | 7,179     |
| 平成27年3月31日<br>期 末 残 高         | 2,565                 | 9            | 5,154          | 3,825        | △456                 | 11,097                  | 1,633       | 30,033    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 14社
- ・主要な連結子会社の名称 ミクニ アメリカン コーポレーション  
ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド  
なお、当連結会計年度において、株式会社ニッシン自動車工業の株式を新たに取得したことにより、連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ミクニ・アール・ケイ精密株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2 社
- ・主要な会社等の名称 ミクニ・アール・ケイ精密株式会社

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 シャトル工業株式会社
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

##### ③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ミクニ アメリカン コーポレーション、ミクニ ヨーロッパ ゲー  
ムムーバー、コービン プロパティーズ アイエヌシー、成都三国機械電子有限公司、ミ  
クニ タイワン コーポレーション、ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド、天津  
三国有限公司、上海三国精密機械有限公司、浙江三国精密機械有限公司、ミクニ メヒカー

ナ エス・エー・デ・シー・ブイ、ピーティー ミクニ インドネシア及び株式会社ニッシン自動車工業の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算期現在の計算書類を使用しております。但し、1月1日から連結決算期3月31日までの期間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

###### 時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価法を採用しております。

###### ロ. デリバティブ

時価法によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理しております。

###### ハ. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

当社の建物及び在外連結子会社の保有する有形固定資産は定額法。

###### (リース資産を除く)

その他の有形固定資産は定率法。

但し、その他の有形固定資産のうち、国内連結子会社の平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法によっております。

また、当社及び国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

###### ロ. 無形固定資産

当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は主として特定の債権について、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社、国内連結子会社及び一部の在外連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、当連結会計年度の発生状況と過去の実績等を考慮した金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、主として15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ要件を満たす為替予約取引、通貨オプションについては繰延ヘッジ処理を採用することとしており、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものは、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引、通貨オプション、金利スワップ

ヘッジ対象

外貨建買掛金、外貨建予定仕入、借入金

ハ. ヘッジ方針

主として当社の内部規程であります「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができるため、あるいは、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性があると判定しております。

また、ヘッジ手段の想定元本等とヘッジ対象の元本等が一致しており、金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されるものについては、当該判定をもって有効性の判定に代えております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## (5) 追加情報

### ①法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.6%となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が82百万円、退職給付に係る調整累計額が21百万円減少し、法人税等調整額が181百万円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は243百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を平均残存勤務期間を基礎とする方法からイールドカーブそのものを割引率として用いて計算したものと退職給付債務が等価となる加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が60百万円増加し、利益剰余金が39百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### (1) 連結貸借対照表

前連結会計年度において「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は139百万円であります。

(2) 連結損益計算書

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却益」は1百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 70,097百万円

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し次のとおり保証を行っております。

|                                         |        |
|-----------------------------------------|--------|
| ピエルブルグ・ミクニ・ポンプ・テクノロジー（上海）<br>有限公司       | 213百万円 |
| エバスペヒャー ミクニ クライメット コントロール<br>システムズ 株式会社 | 140百万円 |
| 計                                       | 353百万円 |

(3) 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 受取手形及び売掛金 | 1,168百万円  |
| たな卸資産     | 3,273百万円  |
| 有形固定資産等   | 14,542百万円 |
| 投資有価証券    | 2,718百万円  |

担保に係る債務の金額

|              |          |
|--------------|----------|
| 短期借入金        | 1,085百万円 |
| 1年内返済予定長期借入金 | 538百万円   |
| 長期借入金        | 906百万円   |

(4) 当社が「土地再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、合理的な調整を行って計算しております。

|                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| ・再評価を行った年月日                           | 平成12年3月31日 |
| ・再評価を行った土地の期末における<br>時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △3,575百万円  |

(5) コミットメントライン契約（特定融資枠契約）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行とコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|               |          |
|---------------|----------|
| コミットメントラインの総額 | 6,200百万円 |
| 借入実行残高        | 一百万円     |
| 差引額           | 6,200百万円 |

なお、この契約には以下の財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

|      | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 34,049       | —            | —            | 34,049      |

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

|      | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 171          | 9            | —            | 181         |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 338百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催予定の第93回定時株主総会において次のとおり、決議を予定しております。

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 338百万円     |
| ・1株当たり配当額 | 10円        |
| ・基準日      | 平成27年3月31日 |
| ・効力発生日    | 平成27年6月29日 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。この契約には財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計処理基準に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、各社の社内規程に従い、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当グループは、外貨建の債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、財務担当部門が執行・管理しており、取引権限及び取引限度額について内規に従い、取引の都度決裁担当者の承認を得て行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

|                                      | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|--------------------------------------|----------------|--------|----|
| (1) 現金及び預金                           | 5,646          | 5,646  | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金                        | 19,967         | 19,967 | —  |
| (3) 電子記録債権                           | 216            | 216    | —  |
| (4) 投資有価証券<br><sub>    </sub> 其他有価証券 | 5,659          | 5,659  | —  |
| 資産計                                  | 31,489         | 31,489 | —  |
| (1) 支払手形及び買掛金                        | 13,172         | 13,172 | —  |
| (2) 短期借入金                            | 14,239         | 14,239 | —  |
| (3) 未払金及び未払費用                        | 3,940          | 3,940  | —  |
| (4) 未払法人税等                           | 297            | 297    | —  |
| (5) 長期借入金                            | 14,517         | 14,515 | △2 |
| 負債計                                  | 46,168         | 46,166 | △2 |
| デリバティブ取引(*)                          | 51             | 51     | —  |

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額35百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都、静岡県、埼玉県及び海外において、賃貸オフィスビル、賃貸保養施設及び賃貸商業施設等(土地を含む)を所有しております。

- (2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価    |
|------------|-------|
| 1,304      | 1,592 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 838円56銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 88円40銭  |

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-----------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)       |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産         | 21,760 | 流 動 負 債                 | 27,487 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,355  | 支 払 手 形 金               | 1,353  |
| 受 取 手 形         | 240    | 買 掛 金                   | 7,128  |
| 電 子 記 録 債 権     | 216    | 短 期 借 入 金               | 11,160 |
| 売 掛 金           | 12,436 | 1年内返済予定長期借入金            | 3,480  |
| 商 品 及 び 製 品     | 4,287  | 一 ス 債 務 金               | 303    |
| 仕 掛 品           | 989    | 未 払 金                   | 725    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 165    | 未 払 法 人 税 等             | 46     |
| 前 払 費 用         | 26     | 未 払 費 用                 | 1,269  |
| 短 期 貸 付 金       | 182    | 預 受 金                   | 56     |
| 未 収 入 金         | 1,203  | 賞 与 引 当 金               | 78     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 763    | 製 品 保 証 引 当 金           | 1,457  |
| そ の 他           | 64     | そ の 他                   | 233    |
| 貸 倒 引 当 金       | △172   | 固 定 負 債                 | 193    |
| 固 定 資 産         | 42,638 |                         | 17,588 |
| 有 形 固 定 資 産     | 20,731 | 長 期 借 入 金               | 9,485  |
| 建 物             | 5,884  | 一 ス 債 務 金               | 321    |
| 構 築 物           | 256    | 繰 延 税 金 負 債             | 132    |
| 機 械 及 び 装 置     | 2,192  | 再評価に係る繰延税金負債            | 2,377  |
| 車 両 運 搬 具       | 17     | 退 職 給 付 引 当 金           | 4,775  |
| 工 具 器 具 備 品     | 348    | 資 産 除 去 債 務             | 5      |
| 土 地             | 10,793 | そ の 他                   | 489    |
| リ ー ス 資 産       | 575    | 負 債 合 計                 | 45,075 |
| 建 設 仮 勘 定       | 661    | (純 資 産 の 部)             |        |
| 無 形 固 定 資 産     | 228    | 株 主 資 本                 | 11,594 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 186    | 資 本 金                   | 2,215  |
| そ の 他           | 41     | 資 本 剰 余 金               | 1,700  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 21,678 | 資 本 準 備 金               | 1,700  |
| 投 資 有 価 証 券     | 5,694  | 利 益 剰 余 金               | 7,733  |
| 関 係 会 社 株 式     | 9,618  | 利 益 準 備 金               | 598    |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 5,665  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 7,135  |
| 長 期 貸 付 金       | 294    | 固 定 資 産 圧 縮 記 帳 積 立 金   | 4      |
| 長 期 前 払 費 用     | 62     | 特 別 償 却 準 備 金           | 10     |
| そ の 他           | 494    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 7,120  |
| 貸 倒 引 当 金       | △151   | 自 己 株 式                 | △54    |
| 資 産 合 計         | 64,398 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 7,728  |
|                 |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2,564  |
|                 |        | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 9      |
|                 |        | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 5,154  |
|                 |        | 純 資 産 合 計               | 19,322 |
|                 |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 64,398 |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高                   | 69,994 |
| 売 上 原 価                 | 63,101 |
| 売 上 総 利 益               | 6,893  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 5,813  |
| 営 業 利 益                 | 1,080  |
| 営 業 外 収 益               | 1,412  |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金         | 1,180  |
| 賃 貸 収 入                 | 161    |
| そ の 他                   | 69     |
| 営 業 外 費 用               | 642    |
| 支 払 利 息                 | 204    |
| 為 替 差 損                 | 94     |
| 退職給付会計基準変更時差異費用処理額      | 195    |
| そ の 他                   | 147    |
| 経 常 利 益                 | 1,849  |
| 特 別 利 益                 | 422    |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 0      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 418    |
| そ の 他                   | 4      |
| 特 別 損 失                 | 74     |
| 固 定 資 産 売 却 等 損 失       | 64     |
| そ の 他                   | 10     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 2,197  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 351    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 65     |
| 当 期 純 利 益               | 1,780  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |        |           |                 |         |         |        |     | 自己株式    | 株主資本合 |
|---------------------------------|---------|-----------|--------|-----------|-----------------|---------|---------|--------|-----|---------|-------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |        | 利 益 剰 余 金 |                 |         |         |        |     |         |       |
|                                 |         | 資本準備金     | 資本剰余金合 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |         |         | 利益剰余金合 |     |         |       |
|                                 |         |           |        |           | 固定資産圧縮積立金       | 特別償却準備金 | 繰越利益剰余金 |        |     |         |       |
| 平成26年4月1日<br>期 首 残 高            | 2, 215  | 1, 700    | 1, 700 | 598       | 5               | 19      | 5, 708  | 6, 331 | △50 | 10, 196 |       |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額       |         |           |        |           |                 |         | △39     | △39    |     | △39     |       |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高           | 2, 215  | 1, 700    | 1, 700 | 598       | 5               | 19      | 5, 669  | 6, 292 | △50 | 10, 156 |       |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |        |           |                 |         |         |        |     |         |       |
| 固定資産圧縮記<br>帳積立金の取崩              |         |           |        |           | △0              |         | 0       | －      |     | －       |       |
| 特別償却準備金の取崩                      |         |           |        |           |                 | △8      | 8       | －      |     | －       |       |
| 剰余金の配当                          |         |           |        |           |                 |         | △338    | △338   |     | △338    |       |
| 当期純利益                           |         |           |        |           |                 |         | 1, 780  | 1, 780 |     | 1, 780  |       |
| 自己株式の取得                         |         |           |        |           |                 |         |         | －      | △3  | △3      |       |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） |         |           |        |           |                 |         |         |        |     |         |       |
| 事業年度中の変動額合計                     | －       | －         | －      | －         | △0              | △8      | 1, 450  | 1, 441 | △3  | 1, 437  |       |
| 平成27年3月31日<br>期 末 残 高           | 2, 215  | 1, 700    | 1, 700 | 598       | 4               | 10      | 7, 120  | 7, 733 | △54 | 11, 594 |       |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |          |            | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-----------------|---------|----------|------------|-----------|
|                                 | その他有価証券評価差額金    | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 平成26年4月1日<br>期 首 残 高            | 1,568           | 2       | 4,910    | 6,482      | 16,678    |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額       |                 |         |          |            | △39       |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高           | 1,568           | 2       | 4,910    | 6,482      | 16,639    |
| 事業年度中の変動額                       |                 |         |          |            |           |
| 固定資産圧縮記<br>帳積立金の取崩              |                 |         |          |            | －         |
| 特別償却準備金の取崩                      |                 |         |          |            | －         |
| 剰余金の配当                          |                 |         |          |            | △338      |
| 当 期 純 利 益                       |                 |         |          |            | 1,780     |
| 自己株式の取得                         |                 |         |          |            | △3        |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 995             | 6       | 243      | 1,245      | 1,245     |
| 事業年度中の変動額合計                     | 995             | 6       | 243      | 1,245      | 2,683     |
| 平成27年3月31日<br>期 末 残 高           | 2,564           | 9       | 5,154    | 7,728      | 19,322    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法に基づく原価法によっております。

② その他有価証券は、時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないものは、移動平均法に基づく原価法によっております。

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理しております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、材料は総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）、貯蔵品は最終仕入原価法による方法を採用しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………建物は定額法を採用しております。建物以外は定率法を採用しております。  
(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 9～13年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員等に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金……………得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、当事業年度の発生状況と過去の実績等を考慮した金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
なお、会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。  
また、過去勤務費用は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ要件を満たす為替予約取引、通貨オプションについては繰延ヘッジ処理を採用することとしており、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものは、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段   | ヘッジ対象          |
|---------|----------------|
| 為替予約取引  | 外貨建買掛金、外貨建予定仕入 |
| 通貨オプション | 外貨建買掛金         |
| 金利スワップ  | 借入金            |

③ ヘッジ方針

当社の内部規程であります「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができるため、あるいは、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性があると判定しております。

また、ヘッジ手段の想定元本等とヘッジ対象の元本等が一致しており、金利スワップ等の特例処理の要件に該当すると判定されるものについては、当該判定をもって有効性の判定に代えております。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(10) 表示方法の変更

① 貸借対照表

前事業年度において受取手形に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は139百万円であります。

② 損益計算書

前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「投資有価証券売却益」は1百万円であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を平均残存勤務期間を基礎とする方法からイールドカーブそのものを割引率として用いて計算したものと退職給付債務が等価となる加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が60百万円増加し、利益剰余金が39百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                                                                                                                                                                       |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                                                                                                    | 49,546百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権                                                                                                                                                                      |           |
| 短期金銭債権                                                                                                                                                                                | 3,466百万円  |
| 長期金銭債権                                                                                                                                                                                | 299百万円    |
| (3) 関係会社に対する金銭債務                                                                                                                                                                      |           |
| 短期金銭債務                                                                                                                                                                                | 2,064百万円  |
| 長期金銭債務                                                                                                                                                                                | 0百万円      |
| (4) 保証債務                                                                                                                                                                              |           |
| 関係会社の金融機関からの借入金に対し次のとおり保証を行っております。                                                                                                                                                    |           |
| 浙江三国精密機電有限公司                                                                                                                                                                          | 1,086百万円  |
| 上海三国精密機械有限公司                                                                                                                                                                          | 638百万円    |
| ミクニ アメリカン コーポレーション                                                                                                                                                                    | 378百万円    |
| ピーティアー ミクニ インドネシア                                                                                                                                                                     | 661百万円    |
| ミクニ インディア プライベート リミテッド                                                                                                                                                                | 492百万円    |
| ピエルブルグ・ミクニ・ポンプ・テクノロジー（上海）有限公司                                                                                                                                                         | 213百万円    |
| エバスペヒャー ミクニ クライメット コントロール システムズ 株式会社                                                                                                                                                  | 140百万円    |
| 計                                                                                                                                                                                     | 3,610百万円  |
| (5) 担保提供資産                                                                                                                                                                            |           |
| 担保資産の内容及びその金額                                                                                                                                                                         |           |
| 有形固定資産                                                                                                                                                                                | 14,265百万円 |
| 投資有価証券                                                                                                                                                                                | 2,718百万円  |
| 担保に係る債務の金額                                                                                                                                                                            |           |
| 短期借入金                                                                                                                                                                                 | 905百万円    |
| 1年内返済予定長期借入金                                                                                                                                                                          | 533百万円    |
| 長期借入金                                                                                                                                                                                 | 906百万円    |
| (6) 「土地再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 |           |

## 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、合理的な調整を行って計算しております。

- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta 3,575$ 百万円

### (7) コミットメントライン契約（特定融資枠契約）

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行とコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|               |          |
|---------------|----------|
| コミットメントラインの総額 | 6,200百万円 |
| 借入実行残高        | 一百万円     |
| 差引額           | 6,200百万円 |

なお、この契約には以下の財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。

## 4. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 売上高                | 9,778百万円  |
| 仕入高                | 25,328百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高の総額 | 1,304百万円  |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

|      | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式 | 171        | 9          | —          | 181       |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|             |          |
|-------------|----------|
| 関係会社株式評価損   | 328百万円   |
| 退職給付引当金     | 1,509百万円 |
| 未払役員退職慰労金   | 131百万円   |
| 賞与引当金       | 471百万円   |
| 一括償却資産償却超過額 | 32百万円    |
| 関係会社出資金評価損  | 178百万円   |
| 貸倒引当金超過額    | 102百万円   |
| 減損損失        | 321百万円   |
| 繰越欠損金       | 308百万円   |
| その他         | 344百万円   |

小計 3,728百万円

評価性引当額 △1,901百万円

繰延税金資産合計 1,827百万円

#### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| 特別償却準備金      | △4百万円     |
| 固定資産圧縮記帳積立金  | △2百万円     |
| 繰延ヘッジ損益      | △4百万円     |
| その他有価証券評価差額金 | △1,184百万円 |
| その他          | △0百万円     |

繰延税金負債合計 △1,196百万円

繰延税金資産の純額 631百万円

再評価に係る繰延税金負債 △2,377百万円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.6%となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が60百万円減少し、法人税等調整額が181百万円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は243百万円減少し、土地再評価差額金と同額増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                        | 議決権の所有<br>(被所有)割合                | 関連当事者<br>との関係             | 取引の内容              | 取引金額<br>(注4)    | 科目         | 期末残高<br>(注4) |
|-----|-------------------------------|----------------------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------|--------------|
| 子会社 | ミクニ アメリカン<br>コーポレーション         | 直接所有<br>99.03%                   | 商品等の仕入<br>製品等の販売<br>役員の兼任 | 仕入高(注1)<br>売上高(注2) | 19,519<br>2,274 | 買掛金<br>売掛金 | 638<br>394   |
| 子会社 | ミクニ インディア<br>プライベート リミ<br>テッド | 直接所有<br>100.00%<br>間接所有<br>0.00% | 製品等の販売<br>役員の兼任           | 売上高(注2)            | 537             | 売掛金        | 152          |
| 子会社 | ミクニ パーテック<br>株式会社             | 直接所有<br>100.00%                  | 製品等の仕入                    | 仕入高(注1)            | 2,818           | 買掛金        | 953          |
| 子会社 | 上海三国精密機械有<br>限公司              | 直接所有<br>90.15%                   | 製品等の仕入<br>製品等の販売          | 債務の保証(注3)          | 522             | —          | —            |
| 子会社 | 浙江三国精密機電有<br>限公司              | 直接所有<br>100.00%                  | 製品等の仕入<br>製品等の販売          | 債務の保証(注3)          | 1,086           | —          | —            |
| 子会社 | ビーティー ミクニ<br>インドネシア           | 直接所有<br>80.00%<br>間接所有<br>16.43% | 製品等の仕入<br>製品等の販売<br>役員の兼任 | 債務の保証(注3)          | 661             | —          | —            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案して毎期価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 子会社の行っている金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであり、保証料は一般取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 570円53銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 52円55銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 ミクニ  
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員 公認会計士 小倉 明 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉茂寛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミクニの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミクニ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 ミクニ  
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員 公認会計士 小倉 明 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉茂寛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクニの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討をいたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株 式 会 社 ミ ク ニ      監 査 役 会

常勤監査役    阿   部            生   ⑩

常勤監査役  
(社外監査役)    津   村   和   孝   ⑩

監   査   役  
(社外監査役)    浜   辺   義   男   ⑩

監   査   役  
(社外監査役)    宮   島            司   ⑩

以   上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

当社の利益配分に関する基本方針は、業績及びその時点での経営状況に応じた成果の配分を行うこととしております。

当期の業績は、前期と比べまして、主力の自動車関連品事業が好調に推移したことに加え、円安基調が継続したことや米国市場の回復、中国市場での需要が伸長したことなどにより、増収増益となりました。また財政状態につきましては、将来の成長のための戦略的投資を行いつつ、有利子負債を削減しました。

このような経営環境において、当期の業績及び財政状態、株主様への還元などを総合的に検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、338,683,750円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条及び第34条の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 | 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 |
| 第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 | 第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。                    |

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                      | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | いく た ま き<br>生 田 允 紀<br>( 昭 和 9 年 )<br>( 10 月 21 日 )     | 昭和31年5月 当社入社 取締役<br>昭和35年5月 同取締役副社長<br>昭和37年5月 同代表取締役社長<br>平成20年6月 同代表取締役会長<br>平成26年3月 同代表取締役会長 CEO (最高経営責任者)<br>現在に至る                                                                                                                                                                                          | 1, 010, 878株   |
| 2          | いく た ひ さ たか<br>生 田 久 貴<br>( 昭 和 37 年 )<br>( 11 月 30 日 ) | 昭和61年4月 三菱商事株式会社入社<br>平成13年6月 当社入社 取締役 マーケティング<br>本部第二マーケティング・セールス<br>部長<br>平成14年6月 同取締役、執行役員マーケティング<br>本部第二マーケティング・セールス<br>部長<br>平成15年4月 同取締役、常務執行役員ライフテック<br>事業部長<br>平成16年7月 同取締役、専務執行役員ライフテック<br>事業部長<br>平成17年6月 同代表取締役、執行役員副社長経営<br>企画・管理本部長<br>平成20年6月 同代表取締役社長<br>平成26年3月 同代表取締役社長 COO (最高執行責任者)<br>現在に至る | 478, 500株      |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                             | 略 歴、 当 社 に お け る の 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社株式の数 |
|------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | さ くら じゅんの すけ<br>佐 倉 準之助<br>( 昭和28年<br>11月13日 ) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成13年6月 同取締役マーケティング本部第一マ<br>ーケティング・セールス部長<br>平成14年10月 同取締役、執行役員二輪・特機事業<br>部長<br>平成15年4月 同取締役、常務執行役員二輪・特機<br>事業部長<br>平成19年6月 同取締役、常務執行役員 経営・地<br>域戦略担当、経営企画・管理本部長<br>平成22年4月 同取締役、常務執行役員 事業戦略<br>担当、マーケティング本部長<br>平成24年4月 同常務取締役、常務執行役員 アセ<br>アン・インド地域戦略担当、事業戦<br>略担当、マーケティング本部長<br>平成25年6月 同常務取締役、常務執行役員 コン<br>プライアンス担当、アセアン・イン<br>ド地域戦略担当、事業戦略担当、マ<br>ーケティング本部長<br>平成26年3月 同常務取締役、常務執行役員 CMO<br>(最高マーケティング責任者)、ア<br>セアン・インド地域戦略担当、事業<br>戦略担当、コンプライアンス委員会<br>委員長、マーケティング本部長<br>現在に至る                                                | 81,000株        |
| 4          | あさ い とし ろう<br>浅 井 俊 郎<br>( 昭和29年<br>2月1日 )     | 昭和52年4月 当社入社<br>平成17年6月 同取締役、執行役員二輪・特機事業<br>部副事業部長兼菊川工場長兼ライ<br>テック事業部長付執行役員<br>平成19年6月 同取締役、執行役員ライフテック事<br>業部長<br>平成20年6月 同取締役、執行役員 生産担当、生<br>産本部長<br>平成21年6月 同取締役、常務執行役員 生産担<br>当、生産本部長<br>平成23年4月 同取締役、常務執行役員 グローバ<br>ル生産戦略担当、生産本部長<br>平成23年6月 同取締役、常務執行役員 グローバ<br>ル生産戦略担当、生活機器事業部担<br>当、生産本部長<br>平成25年6月 同常務取締役、常務執行役員 品質<br>統括、リスク管理担当、中華圏地域<br>戦略担当、ものづくり戦略担当、生<br>活機器事業部担当、生産本部長<br>平成25年7月 三国（上海）企業管理有限公司董<br>事 長 現在に至る<br>平成26年3月 当社常務取締役、常務執行役員 CPO<br>(最高生産責任者)、品質統括、中<br>華圏地域戦略担当、ものづくり戦<br>略担当、生活機器事業部担当、リ<br>スク管理委員会委員長、生産本部長<br>現在に至る | 53,400株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                            | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5          | はやし だ まさ ひろ<br>林 田 正 弘<br>(昭和29年)<br>(2月18日)  | 昭和54年4月 当社入社<br>平成13年6月 同取締役統括技術センター副センタ<br>ー長<br>平成14年6月 同取締役、執行役員統括技術センタ<br>ー副センター長<br>平成17年6月 同取締役、常務執行役員統括技術本<br>部部長<br>平成20年6月 同取締役、常務執行役員 技術担<br>当、開発品質担当、開発本部長<br>平成22年4月 同取締役、常務執行役員 技術戦略<br>担当、開発品質担当、開発本部長<br>平成24年4月 同取締役、常務執行役員 技術戦略<br>担当、開発品質担当、開発・購買本<br>部部長<br>平成25年6月 同取締役、常務執行役員 欧米地域<br>戦略担当、技術戦略担当、開発品質<br>担当、購買戦略担当、開発・購買本<br>部部長<br>平成26年3月 同取締役、常務執行役員 CTO (最高<br>技術責任者)、欧米地域戦略担当、<br>技術戦略担当、開発品質担当、購買<br>戦略担当、開発・購買本部長<br>現在に至る | 76,000株        |
| 6          | かね だ こう じ<br>金 田 光 司<br>(昭和27年)<br>(2月18日)    | 昭和49年4月 三菱商事株式会社入社<br>平成20年10月 ミクニ インディア プライベート<br>リミテッド代表取締役社長<br>平成22年8月 当社入社 執行役員 経営企画・管<br>理本部副本部長<br>平成24年4月 執行役員 人事戦略担当、財務戦略<br>担当、経営企画・管理本部長<br>平成25年6月 同取締役、執行役員 人事戦略担<br>当、財務戦略担当、事業管理担当、<br>新事業担当補佐、経営企画・管理本<br>部部長<br>平成26年3月 同取締役、執行役員 CFO (最高財務<br>責任者)、人事戦略担当、財務戦略<br>担当、事業管理担当、新事業担当補<br>佐、経営企画・管理本部長<br>現在に至る                                                                                                                           | 7,000株         |
| 7          | たか し ま まさ ゆき<br>高 島 正 之<br>(昭和15年)<br>(5月15日) | 平成14年6月 三菱商事株式会社代表取締役副社長<br>執行役員<br>平成17年6月 同顧問<br>平成17年9月 帝京大学経済学部教授<br>平成21年6月 当社社外取締役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長<br>三菱製鋼株式会社 社外取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | —              |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                           | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                         | 所有する当<br>社株式の数 |
|------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 8          | なか がわ かつ ひろ<br>中 川 勝 弘<br>( 昭和17年<br>3月11日 ) | 昭和40年4月 通商産業省（現経済産業省）入省<br>平成9年7月 同通商産業審議官<br>平成13年6月 トヨタ自動車株式会社 常務取締役<br>平成16年6月 同取締役副会長<br>平成21年6月 株式会社国際経済研究所<br>代表取締役理事長<br>平成25年6月 当社社外取締役<br>現在に至る | —              |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 高島正之氏及び中川勝弘氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者に關する特記事項は以下の通りであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について  
経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者 高島正之氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって6年となります。
- (3) 社外取締役候補者 中川勝弘氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって2年となります。
- (4) 社外取締役候補者は、現在及び過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定）となっておりません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (5) 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- (6) 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (7) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役候補者 高島正之氏及び中川勝弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第28条において同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、本議案が承認可決され、高島正之氏及び中川勝弘氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。

その責任限定契約の内容の概要は、次の通りであります。

「社外取締役の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」

- (8) 社外取締役候補者 高島正之氏及び中川勝弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決され、高島正之氏及び中川勝弘氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役阿部 生氏及び宮島 司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査役浜辺義男氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、あらためて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者 山内純子氏の任期は、当社定款の定めにより辞任される監査役浜辺義男氏の任期が満了する時までといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                              | 所有する社<br>当 株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ※<br>1     | もり た はじめ<br>森 田 (昭和28年<br>6月11日)           | 昭和52年4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな<br>銀行) 入行<br>平成6年7月 大和ブルダニア銀行(現りそなブルダ<br>ニア銀行) 副社長<br>平成15年10月 株式会社りそな銀行内部監査部次長<br>平成17年7月 当社役員待遇理事 財務・経理本部付<br>部長<br>平成19年10月 同役員待遇理事 内部統制推進室長<br>平成20年4月 同執行役員 内部統制推進室長<br>平成25年6月 同執行役員 リスク管理戦略担当、<br>内部統制部長 現在に至る                         | 8,000株             |
| 2          | みや じま つかさ<br>宮 島 (昭和25年<br>8月23日)          | 平成2年4月 慶應義塾大学法学部 教授<br>現在に至る<br>平成15年4月 弁護士登録<br>平成16年4月 損害保険料率算出機構 理事<br>平成19年6月 明治安田生命保険相互会社 評議員<br>現在に至る<br>平成21年3月 ヒューリック株式会社 社外取締役<br>現在に至る<br>平成25年10月 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整<br>備支援機構資産処分審議会 会長<br>現在に至る<br>平成26年6月 大日本印刷株式会社 社外取締役<br>現在に至る<br>平成26年6月 当社社外監査役 現在に至る | —                  |
| ※<br>3     | やま うち じゅん こ<br>山 内 純 子<br>(昭和24年<br>9月13日) | 昭和45年1月 全日本空輸株式会社入社<br>平成16年4月 同執行役員 客室本部長<br>平成18年4月 同上席執行役員 客室本部長<br>平成19年6月 同取締役執行役員 客室本部長<br>平成21年4月 株式会社ANA総合研究所取締役副社長<br>平成22年4月 ANAラーニング株式会社取締役会長<br>平成24年4月 同顧問                                                                                                 | —                  |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 森田 一氏は、新任の監査役候補者であります。
4. 宮島 司氏は、社外監査役候補者であります。

社外監査役候補者 宮島 司氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

5. 山内純子氏は、新任の社外監査役候補者であります。
6. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下の通りであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について
- 宮島 司氏を社外監査役候補者とした理由は、法律の専門家として、その知見や経験等を当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 山内純子氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者は、現在及び過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定）となっておりません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (3) 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- (4) 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (5) 監査役及び社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者宮島 司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第34条において同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、本議案が承認可決され、宮島 司氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、社外監査役候補者 山内純子氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。加えて第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、監査役候補者 森田 一氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

その責任限定契約の内容の概要は、次の通りであります。

「監査役の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」

## 第5号議案 取締役および執行役員に対する株式報酬等の額および内容の決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬は、「基本報酬」のみで構成されていましたが、新たに、当社の取締役等を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成18年6月29日開催の第84回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額500百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない。）とは別枠で、新たな株式報酬を、各事業年度の役位および業績達成度等に応じて、当社の取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役等の数は、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の数は6名、執行役員の数は10名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役等の報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位および業績達成度等に応じて当社の取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付および給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として退任時となります。

#### (2) 会社が拠出する金銭の上限

当社は、連続する5事業年度（当初は平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。当社は、対象期間ごとに合計200百万円を上限とする金銭を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）します。本信託

は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、200百万円の範囲内とします。

### (3) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年の定時株主総会の日に、同年3月31日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における役位および業績達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等に対するポイント数の付与は、信託期間内において毎年行われます。ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度に応じて決定される支給係数を乗じて行われます。取締役等には、退任時にポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、50,000ポイントとします。

### (4) 当社の取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、その退任後に、退任時まで付与されていたポイント数に対応する当社株式の80%（単元未満株数は切捨）について本信託から交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（後記ご参考：当社平成27年5月25日付プレスリリースの抜粋）をご参照下さい。

以 上

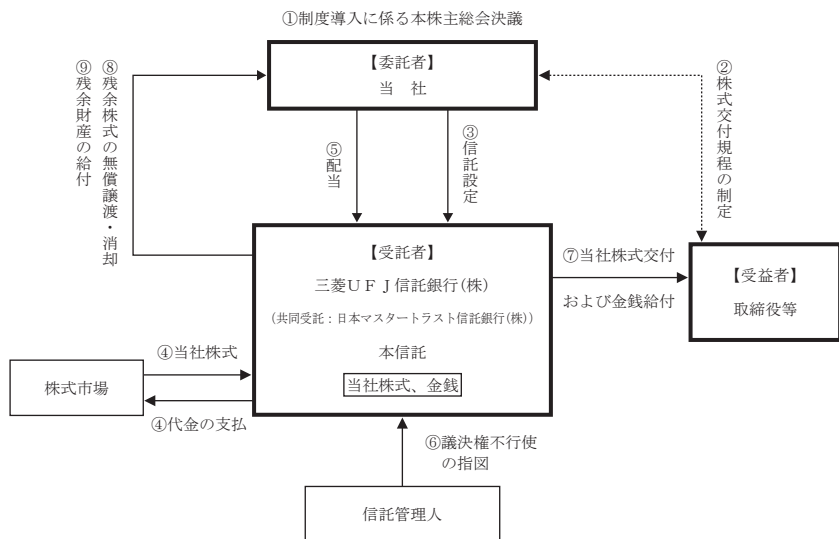
当社平成27年5月25日付適時開示

「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入します（※）。
  - (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
  - (3) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役位や業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役等の退任時に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
  - (4) 当社は、本制度の実施のために設定した信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。
- （※）本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬」により構成されることとなります。また、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、「基本報酬」のみによって構成されます。

## 2. 本信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して、本株主総会にて役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会にて、役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位や業績目標の達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が退任時に交付され、残りのポイント数に相当する株数の当

社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が退任時に給付されます。

- ⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5年間（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の役位および業績達成度等に応じて役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

（※）下記(4)第2段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役等が付与を受けることができるポイント数（下記(5)に定める。）の1年当たりの総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)第2段落の信託期間の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時のポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社の取締役等であること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）
- ② 取締役等を退任していること（※）

- ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
  - ④ 下記(5)に定めるポイント数が決定されていること
  - ⑤ その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件
- (※) ただし、下記(4)第4段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の取締役等として在任している者がいる場合には、その時点で本信託は終了し、取締役等を退任していないとしても、当該取締役等に対して当社株式等の交付等が行われることになります。
- (4) 信託期間

平成27年8月17日（予定）から平成32年8月末日（予定）までの約5年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が完了したものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付等される株式数

信託期間中の毎年の定時株主総会の日に、同年3月31日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における役位および業績達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた

場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等に対するポイント数の付与は、信託期間内において毎年行われます。ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度等に応じて決定される支給係数を乗じて行われます。取締役等には、退任時にポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

- (6) 本信託に拠出される信託金の予定額および本信託から交付等が行われる当社株式等の予定株数

当社は、本信託に180百万円（※）の信託金を拠出することを予定しております。

（※）信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。なお、本株主総会においては、本信託に拠出することのできる金額の上限を200百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。

本株主総会においては、取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限を50,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本信託が取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年当たりのポイント数の上限に信託期間の年数5を乗じた数に相当する株数（250,000株）を上限とします。

- (7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

- (8) 当社の取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、その退任後に、退任時まで付与されていたポイント数に応じた数の当社株式の一定の割合について本信託から

交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により当社の取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して交付されることになります。

(11) 信託終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託終了時に本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考) 信託契約の内容

- |           |                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的   | 取締役等に対するインセンティブの付与                                     |
| ③ 委託者     | 当社                                                     |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）            |
| ⑤ 受益者     | 取締役等のうち受益者要件を充足する者                                     |
| ⑥ 信託管理人   | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者                                |
| ⑦ 信託契約日   | 平成27年8月17日（予定）                                         |
| ⑧ 信託の期間   | 平成27年8月17日（予定）～平成32年8月末日（予定）                           |
| ⑨ 制度開始日   | 平成27年8月17日（予定）<br>平成28年の定時株主総会の日からポイント付与を開始            |
| ⑩ 議決権行使   | 議決権は行使しないものとします。                                       |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式                                                 |
| ⑫ 信託金の総額  | 180百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                              |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成27年8月18日（予定）～平成27年9月17日（予定）                          |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得                                               |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社                                                     |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- |          |                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。      |

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区外神田六丁目13番11号

ミニビル 2階 ミクニホール



- ・JR秋葉原駅、つくばエクスプレス秋葉原駅より徒歩10分
- ・JR御茶ノ水駅より徒歩15分
- ・東京メトロ銀座線末広町駅より徒歩2分
- ・東京メトロ千代田線湯島駅より徒歩7分